

## 5月定例教育委員会会議 議事録

令和3年5月14日  
午後3時30分開会  
さんくす3番館4階大会議室

### 出席委員

西川俊孝教育長  
安達友基子委員  
和田光代委員

谷口学教育長職務代理者  
福田知弘委員  
館野仁子委員

### 出席説明員

山下栄治学校教育部長  
大江慶博教育監  
木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務  
植村誠教育政策室長  
草場敦子教育センター所長  
田中満明教育総務室参事  
西口崇保健給食室参事  
佐藤忍学校教育室参事・指導主事  
林野優子中央図書館長  
市場千嘉子青少年室参事青少年活動サポートプラザ所長兼務  
山根正紀放課後子ども育成室参事  
松永智美子育て政策室参事  
曾谷俊弘まなびの支援課長代理  
前田隆男青少年室主幹

木戸誠地域教育部長  
堀哲郎学校教育部次長教育総務室長兼務  
道場久明地域教育部次長放課後子ども育成室長兼務  
野口晃正保健給食室長  
大川雅博青少年室長  
市川泉教育政策室参事  
荒木大輔学校教育室参事・指導主事  
久野栄二まなびの支援課長  
坂原元一文化財保護課長  
小川壽幸青少年室参事  
岡本公助放課後子ども育成室参事  
曾我明史保育幼稚園室参事  
北野康子中央図書館主幹

### 記録者

太田美紀教育政策室主幹

5月定例教育委員会会議 議事録

午後3時30分 開会

- 西川俊孝教育長 ただ今から5月定例教育委員会会議を開催いたします。  
署名委員に安達委員を指名いたします。  
記録者に太田教育政策室主幹を指名いたします。  
本日の傍聴席の数について事務局から説明してください。
- 植村誠教育政策室長 本日の傍聴席の設置可能数は5席でございます。現在の傍聴希望者数は2名でございます。
- 西川俊孝教育長 それでは、本日の傍聴は5名まで許可したいと思いますが、いかがでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 西川俊孝教育長 異議なしと認め、本日の傍聴は5名まで許可します。傍聴者の入室を許可します。
- 傍聴者入場 —
- 植村誠教育政策室長 恐れ入りますが、本日、追加議案を提出させて頂きたいと存じますので、よろしくお取り計らいいただきますよう、お願い申し上げます。
- 西川俊孝教育長 ただ今、追加議案の提出の申し入れがされましたが、議題とすることに御異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 西川俊孝教育長 異議なしと認めます。  
それでは、議事日程を配布してください。
- 議事日程配布 —
- 西川俊孝教育長 本日の、議案第28号「吹田市自然体験交流センター指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について」、議案第29号「吹田市立子育て青少年拠点夢つながり未来館青少年活動サポートプラザ指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について」、議案第31号「吹田市北千里地区公民館指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について」及び議案第32号「吹田市立北千里図書館指定管理者候補者選定委員会委員の委嘱について」は、公開することにより公正な選定を妨げる恐れのある事項について審議するものですので、吹田市教育委員会会議規則第5条第1項の規定により、秘密会とし、議事運営を効率的に行うため、追加日程第1及び追加日程第2につきまして、日程第9の案件に先んじて行う議事順序の変更を行いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。
- 全委員 異議なし。
- 西川俊孝教育長 異議なしと認め、議案第28号、議案第29号、議案第31号及び議案第32号を秘密会とすること、並びに追加日程第1及び追加日程第2につきまして、日程第9の案件に先んじて行う議事順序の変更を決定いたします。
- 西川俊孝教育長 それでは、傍聴の方に議案書を配布してください。

— 議案書配布 —

西川俊孝教育長

それでは、日程第1 報告第14号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

田中満明教育総務室参事

日程第1 報告第14号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」御説明申し上げます。

本件は、令和3年4月19日付け及び5月1日付けの人事発令につきまして、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定に基づき臨時に代理させていただきましたので、御報告を申し上げます。

3ページをお願いいたします。

まず、令和3年4月19日付け人事発令につきましては、市長事務部局兼任となった者が2名でございます。

次に、5月1日付けで、吹田市におきまして新規採用され、教育委員会事務局に配属された者が1名でございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、報告第14号「吹田市教育委員会事務局職員の人事発令について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第2 報告第15号「吹田市公民館運営審議会委員の解嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

久野栄二まなびの支援課長

日程第2 報告第15号「吹田市公民館運営審議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。

議案書5ページを御覧いただきたいと存じます。

吹田市公民館運営審議会委員の解嘱につきましては、吹田市教育委員会の権限に属する事務の教育長に対する委任等に関する規則第4条第2項の規定により、令和3年4月22日付けで、臨時に代理しましたので、御報告するものでございます。

被解嘱者は佐々木康雄様で、吹田市立学校校長会からの推薦として委嘱しておりましたが、辞任願いが提出されたものでございます。

辞任の理由といたしましては、一身上の都合によるためでございます。

後任につきましては、本日の日程第4、議案第24号にて御提案させていただきます。

以上簡単な説明でございますが、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、報告第15号「吹田市公民館運営審議会委員の解嘱について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第3 議案第23号「吹田市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

久野栄二まなびの支援課長

日程第3 議案第23号「吹田市社会教育委員の委嘱について」御説明申し上げます。

社会教育委員の委嘱につきましては、新任の方3名と再任の方4名について委嘱するものでございます。

恐れ入りますが、9ページの吹田市社会教育委員被委嘱者名簿を御覧ください。

まず、浦田太様は、吹田市立豊津西中学校の校長先生で、学校教育関係者として委嘱しようとするものでございます。

次に、湯峯郁子様は、府立千里高等学校の校長先生で、学校教育関係者として委嘱しようとするものでございます。

次に、尾崎孝様は、再任委員で、吹田市青少年指導員会会長をされており、社会教育関係者として委嘱しようとするものでございます。

次に、田中勲様は、再任委員で、吹田市PTA協議会元理事で、学識経験者として委嘱しようとするものでございます。

次に、岡田千あき様は、再任委員で、大阪大学大学院人間科学研究科准教授をされており、学識経験者として委嘱しようとするものでございます。

次に、杉山伸一様は、大阪学院大学商学部准教授をされており、学識経験者として委嘱しようとするものでございます。

次に、川上光男様は、再任委員で、吹田市青少年指導員会元会長で、学識経験者として委嘱しようとするものでございます。

委嘱期間につきましては、それぞれ令和3年6月1日から令和5年5月31日までの2年間でございます。

今回の委嘱によりまして、社会教育委員の男女別委員数は、男性が8名、女性が4名で合計12名でございます。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

飴野仁子委員

社会教育委員の主たる業務はどのようなことをされていますか。

久野栄二まなびの支援課長

社会教育委員は社会教育法に基づきまして設置しておるものでございまして、本市では条例で定員12名、任期は2年、最大8年としております。その職務の内容につきましては、社会教育全般に関する諸計画の立案でございますとか、その職務を行うための必要な調査研究を行うこと、そのような内容となっております。

西川俊孝教育長

他に、質問・御意見はございませんか。

西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第23号「吹田市社会教育委員の委嘱について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第4 議案第24号「吹田市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

久野栄二まなびの支援課長

日程第4 議案第24号「吹田市公民館運営審議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

公民館運営審議会委員の委嘱につきましては、新任の方2名について委嘱するものでございます。

恐れ入りますが、13ページの吹田市公民館運営審議会委員被委嘱者名簿を御覧ください。

まず、武田正一様は、吹田市立豊津第二小学校の校長先生で、学校教育関係者として委嘱しようとするものでございます。

次に、梶井健様は、現在、関西大学環境都市工学部建築学科の教授であり、学識経験者として委嘱しようとするものでございます。

委嘱期間につきましては、それぞれ前任者の残任期間であります、令和3年6月1日から令和4年5月31日までの1年間でございます。

先に、日程第2、報告第15号にて申し上げました、吹田市公民館運営審議会委員の解嘱と今回の委嘱によりまして、公民館運営審議会委員の男女別委員数は、男性が6名、女性が2名の合計8名となります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますよう、お願い申し上げます。

西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第24号「吹田市公民館運営審議会委員の委嘱について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第5 議案第25号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び日程第6 議案第26号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

坂原元一文化財保護課長

日程第5 議案第25号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び日程第6 議案第26号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を一括して御説明申し上げます。

議案書の15ページをお願いします。

初めに、日程第5、議案第25号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」御説明申し上げます。

池田広恵様と津田一司様は、学校教育関係者の選出区分で吹田市立学校校長会からの推薦として委嘱しておりましたが、辞任届が提出されたものでございます。辞任の理由といたしましては、推薦団体の学校校長会の役員改選によるものでございます。

続きまして、日程第6、議案第26号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書19ページの吹田市立博物館協議会委員被委嘱者名簿を御覧ください。

山口廣治様は吹田市立佐井寺中学校の校長先生で、吹田市立学校校長会から御推薦をいただきました。選出区分は学校教育関係者でございます。

勝田宣孝様は吹田市立佐井寺小学校の校長先生で、吹田市立学校校長会から御推薦をいただきました。選出区分は学校教育関係者でございます。

以上2名の方でございます。

なお、委嘱期間につきましては、令和3年5月15日から前任者の残任期間であります令和3年10月31日まででございます。

今回の委嘱に伴いまして委員構成は、男性10名、女性3名で合計13名となります。

以上、簡単な説明でございますが、御審議いただき、御承認いただきますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第25号「吹田市立博物館協議会委員の解嘱について」及び議案第26号「吹田市立博物館協議会委員の委嘱について」を承認します。

次に、日程第7 議案第27号「吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

日程第7 議案第27号「吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」御説明申し上げます。

議案書の21ページを御覧ください。

本案は、千里新田幼稚園及び江坂大池幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行に伴い、幼保連携型認定こども園の管理運営に関する事項を定めた規則を改正するに当たりまして、吹田市立幼保連携型認定こども園に関し教育委員会の意見を聴取すべき事務を定める規則に基づき、教育委員会の御意見をお伺いするものでございます。

改正案の内容につきましては、まず、現行・改正案対照表により御説明申し上げます。

25ページをお願いいたします。

第4条第2項につきましては、今回、幼稚園から幼保連携型認定こども園に移行いたします千里新田こども園及び江坂大池こども園の学級数及び年齢別定員を新たに規定するものでございます。

また、第1項のはぎのきこども園の3歳児定員につきましては、規則の制定当初から誤りがあったことが、この度判明しましたことから、今回併せて変更するものでございます。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員  
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長

松永智美子育て政策室参事

謹んでお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう細心の注意を払ってまいります。

最後に、23ページをお願いいたします。

改正規則の最下段、附則でございますが、この規則は令和4年4月1日から施行することといたしております。

以上が、議案第27号の提案の理由及びその概要でございます。

よろしく御審議いただき、原案どおり御承認賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長  
福田知弘委員

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

はぎのきこども園が開園されて、しばらく運営されていると思います。実際の運営の状況はどのような感じでしょうか。

この幼保連携型認定こども園の運営によって良くなっている点や課題があれば、簡潔に説明していただきたいと思います。

松永智美子育て政策室参事

はぎのきこども園が開園しまして、これまでの施設にない利点といたしましては、長時間保育の需要が高まっている中で、2号認定児のみならず、1号認定児の方につきましても、親御さんが就労することになった後も、同じ施設で通い続けていただけるということがまず一つございます。

また教育面では、これまで保育所でも行っておりましたが、幼稚園のノウハウが入ることによって、小学校との連携をより一層意識することになりまして、歳児を追うごとの、縦の保育の流れというものがより意識されているというところが、この施設の特徴であると思っております。

一方で、1号認定児と2号認定児という、保育時間が異なる児童と一緒に生活をするということで、生活の動きが少し違うというところに、課題があると認識しております。

谷口学教育長職務代理者

例えば、5歳児、4歳児は、吹田全体でそれぞれ3,000人近くいらっしゃると思うのですが、その中で保育園に行かれています方と幼稚園に行かれています方、幼稚園の中でも、吹田市立の幼稚園と私立の幼稚園に行かれています方が、それぞれの程度の人数配分になっているのかを、簡単に説明してください。

松永智美子育て政策室参事

昨年度の実績で申し上げますと、大体、1学年、今、3,700人ほどの児童数になっておりまして、そのうち、保育所等を主に利用する方が、全体の40%ほど、1,500人弱いらっしゃいます。

一方で幼稚園の園児数につきましては、全体の6割弱、2,000人ほどの園児が通われているという現状でございます。

この幼稚園園児数のうち、公立に通う園児数でございますけれども、認定こども園の1号認定児を含めまして、250人ほど、全体の1割ほどという形になっておりまして、そのうち、保育所機能を有しない公立幼稚園の在園児は、7園で150人という園児数になっておるのが現状でございます。

谷口学教育長職務代理者

一園当たりの園児数が、定員から考えてもかなり少ないと思います。市民からもいろいろな要望があり、認定こども園でも、そのニーズにあうように考えてやられていることと思いますが、より市民にとって利便性の高い公立

幼稚園を考えられたらどうでしょうか。また、利便性だけの問題ではなく、現実問題、私立では対応が難しいこともあるわけですから、そういった特色を上手に宣伝されたらよいのではないかと思います。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
全委員  
西川俊孝教育長

他に、御意見・御質問はございませんか。

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

異議なし。

異議なしと認め、議案第27号「吹田市立幼保連携型認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、日程第8 教育長報告を議題とします。

内容は、「いじめに関する状況報告について（令和2年度3学期末）」です。

佐藤忍学校教育室参事・指導主事

事務局の説明を求めます。

日程第8 教育長報告事項「いじめに関する状況報告について（令和2年度3学期末）」学校教育室より御報告申し上げます。

議案書27ページ以降の教育長報告事項を御覧ください。

吹田市における令和2年度3学期末のいじめに関する状況について御報告させていただきます。なお、全国、大阪府の状況につきましては、夏以降の公表となりますので、発表されましたら再度御報告させていただきます。

29ページをお願いいたします。

「1 全国、大阪府のいじめの認知件数の推移」を御覧ください。

表の見方としましては、各枠内で上段が認知件数、中段の括弧内が解消率、下段が千人率でございます。

認知件数は、本市において、令和元年度と比べますと、小学校で21件減少し593件、中学校では62件減少し149件となっております。

令和2年度は臨時休業の影響もあり、認知件数は減少しておりますが、本市におきましては、いじめの認知につきまして、校長指導連絡会をはじめ教頭指導連絡会、生徒指導主事会等で、法の定義に基づき積極的に認知し、組織的に対応することを周知するとともに、教職員に対するいじめ予防授業の取り組みを進めており、令和2年度では、初期の段階での認知が増加しております。

これは、教職員のいじめ認知に対する意識が、吹田市全体として高まり、さらに各校が学期に1回実施している学校生活アンケートに書かれている訴えを見逃さず、確実に対応するよう取り組んでいる成果であると認識しております。

続きまして、同じページの下段、「2 吹田市のいじめの件数及び解消率学期別の推移について」でございます。

3学期末の時点で、小学校では昨年度より解消率が3.4%上がっております。中学校では1.1%下がっております。小学校では188件、中学校では39件が解消に向けて取り組み中でございます。

令和元年度9月よりスクールソーシャルワーカーの配置時間を拡充し、積極的な関わりとともに、対応人数も増加しております。

今後、年度をまたいだいじめ事案についても、令和3年度1学期末には解消率100%を目指してまいります。

続きまして、30ページ「3 いじめの態様について」を御覧ください。

いじめの態様につきましては、31ページ中段に経年変化のグラフをお示ししておりますので併せて御覧ください。

変化が目立つところでは、中学校では「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」という態様が令和元年度と比較しますと減少しております。いじめの初期段階での行動が減少していると見て取れます。

小学校では、「仲間はずれ、集団による無視をされる」の項目については、昨年度と比べ、減少しております。傍観者の立場でいじめに関与するケースが減少していることが見て取れます。

これは、小学校、中学校ともに、いじめ予防授業の中でいじめへの認識が高まり、児童に浸透してきていることによるものと考えております。

令和2年度は、各校から報告を受けているいじめのほとんどが軽微な段階での認知であり、問題が大きくなる前に対応ができております。

今後とも、いじめの起こりにくい学校風土づくりを進め、いじめ予防に努めるとともに、いじめが生じた場合も適切な初期対応を行い、早期解決につなげられるよう継続した指導・助言を行ってまいります。

最後に、30ページ下段「4 教育センターにおけるいじめ相談件数について」ですが、昨年度に比べ、来所相談が大きく減っていますのは、新型コロナウイルス感染症の影響が考えられます。

また、昨年度より、保護者からの電話相談が増えているのは、学校での懇談の中止や来校しにくい状況があり、保護者が電話で相談している件数が増えているという可能性がございます。

一番下段では中学校において、教員からスクールカウンセラーへの相談回数が増えています。

改定された「いじめの防止等のための基本的な方針」には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが、いじめの相談・通報の窓口であることを周知する必要がある、と明記されております。平成29年度より、各学校で周知を継続している結果、いじめについて教員とスクールカウンセラーとの連携がとれてきていると考えることができます。

引き続き、児童生徒、保護者、教員が相談しやすい環境整備に努めてまいります。

全体を通しまして、昨年度より、小学校2年生まで配置を拡充したスターターによる低学年の見守り体制を強化していることに加え、令和3年度からは、いじめ問題解決支援員を拠点校配置として、より迅速に状況を把握し、適切な支援を行うことができるよう、体制を整えております。

引き続き、各校のいじめ防止体制が充実するよう支援し、全ての子供たちが安心して過ごせる学校づくりに努めてまいります。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

質問なのですけれども、1番目の認知件数の推移のところ、令和元年度

と令和2年度を比較したときに、先ほどの説明でもコロナで休校があったりしたのでという説明があつて、確かに減るのだろうなと思っていたのですが、小学校の方が令和元年度の認知件数が614件に対して、令和2年度が593件で、減ってはいるけれどそこまで大きくは減っていないのに対して、中学校は令和元年度の211件から、令和2年度が149件で、すごく減っているのですが、何でこんなふうに違いが出ているのかっていうのは、なんらかの分析とかされたりしているのでしょうか。

西川俊孝教育長  
佐藤忍学校教育室参事・指導主事

中学校の減り方の分析、どんなふうに捉えているかということですね。大きく分析をしているわけではございませんが、学校行事の減少ということも原因の一つとしては考えられるのかなと思います。

西川俊孝教育長  
安達友基子委員

学校行事の減少。  
そうかなとも思いつつ、それだけなのかなというのもあるので、統計していただくのはすごく良いことですし、重要ですけど、そこからの分析っていうのが、実はもっと大事かとも思いますので、また引き続きよろしくお願ひします。

西川俊孝教育長  
谷口学教育長職務代理者

よろしいですか。分析が大事だということです。  
4の教育センターところで、スクールカウンセラーと教員との連携が良くなってという説明があつたと思うのですが、具体的な例としてどういう形で良くなったとか、わかるような感じで説明できますか。

西川俊孝教育長  
佐藤忍学校教育室参事・指導主事

個人情報とかもありますので、具体的に話せる範囲で、例えばこんな例というのがありましたら、説明できますか。

実際に具体的な例といいますと、教員の方が、生徒と話をした場合、そのあとに連携を密に取るという場面が多くなってきております。ですので、教員の方からスクールカウンセラーの方に、関係生徒を掴んでいる中で、相談をしているというような状況になっております。

谷口学教育長職務代理者  
佐藤忍学校教育室参事・指導主事

もうちょっとかみ砕いて説明してください。  
例えば、Aさんという子が、スクールカウンセラーに相談に行った場合に、スクールカウンセラーと学校が連携をして、どんな相談であつたりとか、そういうことを共有して、相談をしているという形になります。

谷口学教育長職務代理者

そういった連携が増えているからというのは、昔から一緒ではないのですか。

佐藤忍学校教育室参事・指導主事  
谷口学教育長職務代理者

以前はそこが密に連携を取れていなかったというところがありました。  
だから、教育センターに教員から、そういう連携が取れたから、この件数が増えたということなのですね。

佐藤忍学校教育室参事・指導主事

スクールカウンセラーは週に1回、学校の方に訪問して、そこで生徒の相談であるとか、教職員の相談であるとかを受けております。

今では、各学校のコア会議であるとか、生徒指導委員会であるとか、そういった生徒の指導に関わる会議の中に入って、問題解決に当たっていますので、そういった点での連携が増えたということも言えると思います。

安達友基子委員

ちょっと関連してなのですが、例えば、何か具体的に、生徒同士でいじめ事案とかが発生して、教員の先生方が対応されたとするじゃないですか。

その時に、先生がスクールカウンセラーにこういう事案があって、どう対応したらいいかというのを相談しに行ったりすることがあるのかどうかと、それをしに行った時の件数が、ここに入っているのでしょうか。

草場敦子教育センター所長

まず今の流れの御質問でいくと、多分中学校になるかと思っています。

中学校の方は、府から派遣されたスクールカウンセラーが、週に1回行っているという形になります。

そのカウントについてですが、佐藤参事から御説明いたしましたように、学校には週に1回行っているので、ケース会議、コア会議等、何か事案があった場合に、なるべく入るような形になっているので、教員がスクールカウンセラーに相談する場があるということでも、回数は増えます。

生徒同士も何かあった時に、心理的な介入の仕方であるとか、心理的な面でアドバイスを受けたいなという時は、スクールカウンセラーに相談に行っているというのが、担当指導主事からは聞いております。

飴野仁子委員

最初に説明いただいた方の話なのですが、お話いただける範囲で良いのですけれども、生徒が教員に話していない、つまり学校の方は把握していない案件なのだけれども、生徒はスクールカウンセラーに相談している、その案件を、教員がスクールカウンセラーに何かありますかって聞くということを説明されたと思うのですが、ということは、生徒からすると、学校には隠しているのだけれども、スクールカウンセラーには話していました。その案件をスクールカウンセラーが学校の方に伝えてしまうということになっているのですか、構造は。

佐藤忍学校教育室参事・指導主事

私の言葉に十分ではなかったところがあるかと思います。

特にいじめの場面では、学校との情報共有が非常に大切で、それが初期段階である方が早く対処ができますので、子供にできる限り、それを学校と共有したいということを、スクールカウンセラーの方から伝えていただき、できるだけ共有できるような形で対応しております。

飴野仁子委員

その場合は、その子供たちの意思をちゃんと尊重して、先生に言ってもいいよっていうことを、同意を得たものは話しているという理解でよろしいでしょうか。

佐藤忍学校教育室参事・指導主事

そのような形になっております。

飴野仁子委員

そういう意味でも、いろんな方が、こういったスクールカウンセラーの方が入ることによって、学校の状況を、教員と生徒だけではなくて、いろいろな多角的な方面から、児童・生徒たちをケアするようなことが働いているのだという理解でよろしいでしょうか。

佐藤忍学校教育室参事・指導主事

はい、そのような形になっております。

和田光代委員

4番の教育センターにおけるいじめ相談回数のところなのですがすけれども、電話相談で、保護者と本人が、何件か相談をしています。学校でやっぱり相談できないことを教育センターの電話相談で相談されていると思うのです。

こういうところがあることはすごく心強いなと思うのですが、教育センターで電話相談があるということ、どういうふうに、保護者や児童生徒に伝えていきますか。

草場敦子教育センター所長

学期の初めにチラシを、学校から保護者に配布していただくようにしております。あとは、教育センターのホームページなどでも御案内をさせていただいています。

西川俊孝教育長

他にこの件についてありますか。

西川俊孝教育長

御意見がないようですので、教育長報告を終わります。

西川俊孝教育長

次に、追加日程第1 吹田市議会の議決を経るべき事件の議案について議案第30号「吹田市立千里第二小学校給食調理室厨房用備品購入契約の締結について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

西口崇保健給食室参事

追加日程第1 議案第30号「吹田市立千里第二小学校給食調理室厨房用備品購入契約の締結について」御説明申し上げます。

追加議案書の1ページを御覧ください。

本件は、議会の議決を経るべき契約でございます。購入契約内容について説明させていただきます。

恐れ入りますが3ページを御覧ください。

本契約の概要につきましては、吹田市立千里第二小学校校舎等増築工事による給食調理室の整備に伴い、給食調理室の厨房備品としてガス回転釜、電気式食器消毒保管機、ガス式立体炊飯器など厨房用備品を購入するものでございます。

納期につきましては、令和3年5月定例会議決後に着手し、令和3年10月30日までの完了となっております。

契約金額は4,862万円でございます。

納入者につきましては、過日の一般競争入札により、大阪府吹田市青葉丘南6番9-301号、ACE厨設株式会社に決定いたしました。

なお、資料として5ページから8ページに、備品購入概要、営業の沿革、納入実績書、財務諸表を添付いたしております。

以上がその概要でございます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

西川俊孝教育長

それでは、この件を承認することに御異議ございませんか。

全委員

異議なし。

西川俊孝教育長

異議なしと認め、議案第30号「吹田市立千里第二小学校給食調理室厨房用備品購入契約の締結について」を承認します。

西川俊孝教育長

次に、追加日程第2 教育長報告を議題とします。

初めに、「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」です。

まずは、学校教育部から説明してください。

木谷美香学校教育部次長学校教育室長兼務

追加日程第2 教育長報告「新型コロナウイルス感染症に係る対応について」御報告申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書11ページを御覧ください。

小中学校における感染状況の傾向につきまして、最近のいわゆる第4波の感染状況を第3波と比較しながら御説明させていただきます。

府内の感染者増加の状況と同様に、市内新規感染者も急増していることに伴い、家庭内感染による児童・生徒の陽性者又は濃厚接触者、これは増加しておりますが、家族が陽性になり、次いで児童・生徒が陽性となる率につきましては大きな変化はございません。

また、多くは感染しましても無症状でございますが、第4波の特徴として、有症状者のうち8割程度に発熱が見られます。しかしながら、重症者は発生しておらず、健康観察期間を経まして、全ての児童・生徒が回復し、登校しております。

また、5月の連休中の検査結果によりまして、感染の影響が心配される連休を含む2週間を臨時休業としたケースが1件生起いたしました。なお、当該学級につきましては、実質は平日5日間の休業となりましたが、早急に準備を整えまして、そのうち3日間、オンラインによる双方向のホームルームや学習により、児童の心身の状況把握及び学習保障を実施いたしました。

続きまして、学校における教育活動でございます。この間、緊急事態宣言の発令、及びその延長が決定されましたが、学校における教育活動は、かねてより実施しておりました緊急事態対応を引き続きとったうえで、通常どおり継続しております。

一点、資料の(5)中学校の部活動につきましては、これまで生徒の心身の健康保持の観点から、学校の管理下における活動に限り、感染防止対策を徹底のうえ、短時間実施することとしておりましたが、今般の市内での感染者急増の状況の中、医療体制のひっ迫が深刻化する事態となっており、5月5日水曜日より、原則休止といたしまして、公式な大会やコンクール等に出場予定の生徒に限り、例外的に1時間を上限とした活動を行うこと、と対応を変更いたしました。併せまして、公園等における集合しての自主練習を控えることや、不安から部活動に参加することができない場合も、そのことで後の活動に不利益を被ることが無いよう、各校へ注意喚起を行ったところでございます。

部活動等につきましては、子供たちの心身の健全な成長に非常に大きな影響を及ぼすものであることから、今後も、感染状況を注視しながら、児童・生徒の心身の健康保持と感染リスクの回避、医療体制を踏まえた危機管理等、様々な観点から状況に応じまして適切な対応をとるよう検討を続けてまいりたいと考えております。

次に、地域教育部から説明してください。

4月25日からの大阪府域におけます緊急事態措置の実施に伴います地域教育部所管施設等の開館状況といたしまして、追加議案書の12ページを御覧いただきますようお願いいたします。

各施設、事業等について、資料の上から順に御説明させていただきますが、前回4月16日の定例教育委員会会議で御報告させていただきました、まん延防止等重点措置の適用に伴う施設等の開館状況から、本日につきましては、緊急事態宣言の発出による措置の内容といたしまして、変更いたしました部分について下線を引いてございます。

西川俊孝教育長

道場久明地域教育部次長  
放課後子ども育成室長兼務

まず、ナンバー1の地区公民館からナンバー9の青少年クリエイティブセンターまで全て、緊急事態宣言発出日の4月25日から宣言解除までの間、閉館措置としているところでございます。

これは府内市中における大幅な感染拡大の状況、また影響が懸念される変異株への置き換えが進んでおりますことから、医療提供体制等が危機的な状況になったことを考慮しまして、他市の施設状況を踏まえ、市内の他の公共施設とも足並みをそろえることで、市民の安全を確保する観点から、このような対応とさせていただいているものでございます。

これらの施設につきましては、原則閉館等はしておりますけれども、ナンバー1の公民館では、電話・FAXによる貸館の受付業務は実施しております。右の備考欄に記載しておりますとおり、主催講座は中止又は延期としておりますけれども、リモートによる講座については、来館せずに受講していただけますので、感染拡大には影響しないものとして、実施は可としております。

また、ナンバー2の図書館につきましては、閉館とはしておりますが、既に予約されている資料、書籍については、貸出提供の業務を継続して実施しております。

ナンバー3の市立博物館についても埋蔵文化財の取り扱いに関する事前協議については継続して実施し、ナンバー6の青少年活動サポートプラザでは、貸室やフロアの受付業務と、青少年相談については継続して実施しております。ナンバー7の自然体験交流センターとナンバー8の自然の家は、電話等による受付業務のみを継続実施しております。

ナンバー9の青少年クリエイティブセンターでは電話等による受付業務と、子育て心の健康相談の事業につきましては、感染防止対策を徹底しながら、継続して実施しております。

次に、ナンバー10の留守家庭児童育成室につきましては、緊急事態宣言中であっても、保護者の就労支援などの行政サービスの実施の必要性から、保育所や認定こども園等と同様に、感染対策をより徹底しながら継続して開室いたしております。

ただ、緊急事態宣言中の間については、児童及びその御家族、また指導員等の健康を守ることと、市中の感染拡大防止を図るためといたしまして、登室対象学年の制限、それから保育料等の免除を伴う登室自粛の要請を行うことで、更なる育成室の感染対策の向上を図っての運営を行っているところでございます。

最後に、一番下ナンバー12の学校開放事業ですけれども、前回の教育委員会会議の4月16日時点では開催といたしておりましたけれども、クラブ活動の原則休止と併せまして当面の間中止として、今回の議案書には下線を引いてお示ししているものでございます。

地域教育部所管施設等の対応状況等の報告につきましては、以上でございます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

福田知弘委員

先ほど新型コロナウイルスの関係で、ある学校で3日間オンラインで授業をされたということですが、受講された子供さんの感想とかですね、その辺りいかがでしょうか。

木谷美香学校教育部次長学校教育部長兼務

子供たちの感想につきましても端末を使ってアンケートを実施いたしました。ほとんどの児童が、楽しかった、また、先生やみんなの顔が見られたことが非常に良かったというような肯定的な感想を寄せました。

また、授業に集中して聞いていたとか、途中で手が痛くなったとか、普段の授業より疲れたというような感想もありましたけれども、全体的にみんなと話せたというところについては、非常に子供たちは喜んでいと認識しております。

谷口学教育長職務代理者

オンラインでホームルームをしたのは初めてだと思うのですが、特に、今回は急に実施することになったわけですが、どのような形で対応されたのかというのを説明してください。

草場敦子教育センター所長

前年度のうちに、全ての小中学校で持ち帰る練習は、実施していたのですが、今年度になって早々ということでしたので、教育センターがサポートをしまして、実施に差支えがないような支援をいたしました。

当該の担任の先生は初任者だったのですけれども、自信を持って、子供たちに対応することができたという結果になりました。

谷口学教育長職務代理者

今回は1校の1クラスだけだったわけですが、今後もし全ての小学校に必要な生じたときに、対応がとれるかどうかというところをちょっと聞かせてください。

草場敦子教育センター所長

緊急事態宣言下でどの学校で起こってもおかしくない状況であるということで、各学校にて昨年度に引き続き、準備をして実施するようにと通知しておりますので、その中でどうしても少し助言が欲しいとか支援が欲しいとかいう要望がありましたら、その都度支援をしている状況でございます。

谷口学教育長職務代理者

今回は1クラスだけでしたが、家庭の方にルータを配布されたということも、ちょっとお聞きしたのですが、もしそれが全校的なことになると、対応できるだけのルータの数の確保とか、あるいはそれを配布することは可能なのですか。

草場敦子教育センター所長

その対応が可能になるように、一体どれぐらいの数なのかとか、冷静にスモールステップできちんと対応できるような計画を立てるために、各学校に、アンケート調査といいますか、そういう調査もかけながら、準備ができるように進めております。

飴野仁子委員

まずこんな急な対応をお世話されて、走られた、汗をかいた先生方には労いの言葉をお伝えしたいです。本当によくされたと思います。

ただ、今回は、オンライン授業がスタートできるかどうかには焦点が当たっているように思うのですが、これからは、実際の運用というか、こういうことがまたあるかもしれないので、私も大学でそういう現場にいるので思うのですが、割と家庭環境によりまして、オンラインでつながることに慣れてくると、生徒たちの方がすごく慣れるのが早いと思うのですね。

なので、平時にできたら良いのですが、まずはオンラインでつながることに慣れてもらう、今度はつながった、良かったではなくて、実際の授業の中身という本来のところにぜひ持って行って欲しいので、その平時にできる体制を整えるところと、先生たちもおっかなびっくりでしていると思うのですが、それも慣れていくと思うので、その中でまさにその先生のお一人お一人の個性をその授業に本当の意味で生かしていく、つなげて行って欲しいなという、機械に使われない、我々が機械を使う方でいて欲しいとちょっと思っております。

先ほどの言葉で、生徒たちの顔が見られての安心感など、その成功体験を他の学校の先生方も共有していくように動いていただきたいなというのをちょっと思います。

木谷美香学校教育部長兼校長

ありがとうございます。先生方が一生懸命取り組んだところを言っていたいただいて、本当にありがたいと思っております。

本当におっしゃっていただいたとおりでして、今後は中身をどういうふうにしていくかっていうところが非常に大切だと思います。

ですので、学校の中でも、どんどん先生たちも使っていて、私たちも目指しているところは、端末を文房具のように使えるようになっていくところが本年度の目標ですので、授業の進め方におきましても、今回は、ずっとつながってやったのですけれども、つながる時間と自分でやる時間とか、子供たち同士がまた話ができる時間とか、いろいろな使い方を試行錯誤しながら、本当に授業につなげていけるような取り組みを工夫して進めていきたいと思っております。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長

他に御意見等はございませんか。

御意見がないようですので、次に、「損害賠償額の決定に関する専決処分について」です。

事務局の説明を求めます。

山根正紀放課後子ども育成室参事

教育長報告②といたしまして、「損害賠償額の決定に関する専決処分報告」につきまして御報告申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書の13ページをお願いいたします。

このような御報告を申し上げることににつきまして、誠に申し訳なく存じております。

専決処分年月日は本年5月12日、損害賠償額は11万3,104円でございます。

事故の概要でございますが、令和3年3月26日午後3時45分頃、地域教育部放課後子ども育成課職員運転の軽自動車、西山田小学校において、方向転換のため後進したところ、工事関係で駐車中の相手方法人所有の軽乗用車に接触し、同車が損傷したものでございます。

なお、本件の事故によります損害賠償金につきましては、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済から全額給付されるものでございます。

今後、このような事案が発生することのないよう、なお一層の指導に努め

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長

山根正紀放課後子ども育成室参事

てまいりたいと存じますので、何とぞよろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

御意見がないようですので、次に、「損害賠償額の決定に関する専決処分について」です。

事務局の説明を求めます。

教育長報告③といたしまして、「損害賠償額の決定に関する専決処分報告」につきまして御報告申し上げます。

引き続きこのような御報告を申し上げることにつきまして、誠に申し訳なく存じております。

追加議案書の15ページを御覧ください。

専決処分年月日は本年5月11日、損害賠償額は34万4,218円でございます。

事故の概要でございますが、令和3年3月30日午後6時52分頃、地域教育部放課後子ども育成課職員運転の軽自動車、山田中学校南側付近の吹田市山田南29番10号のコンビニエンスストアの駐車場において、方向転換のため後進したところ、駐車中の相手方個人所有の軽乗用車に接触し、同車が損傷したものでございます。

この事故に関しましても、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済から全額給付されるものでございます。

重ねて申し上げますが、今後とも、このような事案が発生することのないよう、なお一層の指導に努めてまいりたいと存じますので、何とぞよろしく御了解賜りますようお願い申し上げます。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

御意見がないようですので、次に、「吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室建設工事（建築工事）請負契約の締結について」です。

事務局の説明を求めます。

山根正紀放課後子ども育成室参事

教育長報告④といたしまして、「吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室建設工事（建築工事）請負契約の締結について」御説明申し上げます。

追加議案書の17ページをお願いいたします。

本件につきましては、制限付き一般競争入札の実施により、5月10日に請負事業者が決定いたしましたことから、契約を締結しようとするものでございます。

本工事につきましては、児童数の増加により、吹田市立千里丘北留守家庭児童育成室の教室数が不足するため、建物の新築工事及び外構工事を実施しようとするものでございます。

工期は、令和3年5月市議会議決後から令和4年1月31日までの予定で、請負金額は2億2,198万円、請負事業者は守山建設株式会社でございます。

なお、追加議案書の19ページに関しまして、この建築工事以外の関連工事といたしまして、電気設備工事、機械設備工事、また、まだ公告はしてお

りませんが、ガス設備工事、植栽工事なども予定しておるところを、参考までにお示ししております。

追加議案書の20ページから22ページに関しましては、今回の工事請負者の概要を、まず20ページは営業の沿革、21ページは工事経歴書、22ページは貸借対照表でございます。

また、23ページにつきましては、工事場所の付近見取り図でございます。千里丘北小学校の隣接地が工事現場ということで、現場をお示ししております。

続きまして、24ページ、25ページにつきましては、新しく新築する建物の配置及び25ページが平面図になってございます。

以上の報告案件につきまして、来る令和3年5月市議会におきまして、提案を予定しているものでございます。

それでは、この件について、質問・御意見はございませんか。

御意見がないようですので、教育長報告を終わります。

次の議案第28号、議案第29号、議案第31号及び議案第32号につきましては、既に秘密会と決定しておりますので、恐れ入りますが、傍聴の方は退室をお願いします。

#### — 秘密会 —

ここで秘密会を解きます。

それでは、これもちまして本日の議事日程を終了いたしましたので、5月定例教育委員会会議を閉会いたします。

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長

西川俊孝教育長  
西川俊孝教育長

閉会 午後4時51分